

訴 状

2023年(令和5年)8月24日

札幌地方裁判所民事部 御中

原告ら訴訟代理人

弁 護 士 船 山 暁 子

弁 護 士 中 島 哲

弁 護 士 山 田 佳 以

弁 護 士 橋 本 祐 樹

弁 護 士 氷 見 谷 馨

弁 護 士 神 坂 正 美

原告A法定代理人成年後見人兼

原告B及び原告C訴訟代理人

弁 護 士 吉 田 玲 英

当事者等の表示 別紙当事者等目録記載のとおり

損害賠償等請求事件

訴訟物の価額 9393万6800円

ちょう用印紙額 30万2000円(訴訟救助申立のため、印紙は貼付しない)

目 次

【請求の趣旨】	・・・	3 頁
【請求の原因】		
第1 事案の概要	・・・	4 頁
第2 当事者		
1 原告ら	・・・	4 頁
2 被告ら	・・・	6 頁
3 被告関係者	・・・	6 頁
第3 X牧場における原告らに対する障害者虐待の経緯		
1 原告らのX牧場住み込み開始	・・・	8 頁
2 原告らの劣悪な生活環境	・・・	9 頁
3 原告らの過酷な奴隷労働	・・・	9 頁
4 X牧場関係者による原告らの金銭搾取	・・・	10 頁
第4 被告恵庭市による虐待の把握		
1 X牧場の衰退	・・・	10 頁
2 被告恵庭市による原告らの存在及び虐待可能性の把握	・・・	11 頁
3 被告恵庭市による虐待事実の把握及び隠蔽	・・・	11 頁
第5 その後の事情		
1 原告らのX牧場退去	・・・	14 頁
2 被告Y及び被告Zに対する通知書の発送	・・・	14 頁
第6 被告Y及び被告Zに対する法的請求		
1 亡X、被告Y及び被告Zによる原告らに対する不法行為	・・・	14 頁
2 労働契約に基づく賃金請求	・・・	17 頁
3 合計請求金額	・・・	19 頁
4 消滅時効について	・・・	20 頁
第7 被告恵庭市に対する法的請求（国家賠償請求）		
1 障害者虐待防止に関する基本理念	・・・	22 頁
2 障害者虐待防止法の趣旨・目的	・・・	23 頁
3 使用者による障害者虐待に対する市町村の義務	・・・	23 頁
4 X牧場関係者の行為の法的評価	・・・	26 頁
5 国家賠償法上の違法性の存在	・・・	27 頁
6 被告の故意・過失及び因果関係	・・・	29 頁
7 原告らの損害	・・・	29 頁
第8 結論	・・・	30 頁

請 求 の 趣 旨

1

2

3

4 被告恵庭市は、原告Aに対し、893万3100円（ただし、512万1000円の限度で被告牧場経営主Y及び被告牧場経営主Zと連帯して）及びこれに対する2017（平成29）年2月28日から支払済みまで年5%の割合による金員を支払え。

5 被告恵庭市は、原告Bに対し、848万7600円（ただし、471万6000円の限度で被告牧場経営主Y及び被告牧場経営主Zと連帯して）及びこれに対する2017（平成29）年2月28日から支払済みまで年5%の割合による金員を支払え。

6 被告恵庭市は、原告Cに対し、945万6700円（ただし、559万7000円の限度で被告牧場経営主Y及び被告牧場経営主Zと連帯して）及びこれに対する2017（平成29）年2月28日から支払済みまで年5%の割合による金

員を支払え。

7

8

9

- 10 訴訟費用は被告らの負担とする。
との判決並びに仮執行宣言を求める。

請 求 の 原 因

第1 事案の概要

本件は、恵庭市議会議員を20年間務め、市議会議長も務めた者及びその家族が、経営していた牧場において住み込みで働いていた3名の知的障害者に対して行った虐待についての責任と、それを認識しつつ隠蔽し放置した恵庭市の責任を問う事件である。

第2 当事者

1 原告ら

(1) 原告A

原告A（以下、「原告A」という。）は、19・・（昭和・・）年・月・日生まれ（現在6●歳）の男性である。

原告Aは、知的障害により療育手帳A判定を受け、遅くとも1989（平成元）年11月から障害基礎年金1級10号を取得し、障害年金の支給を受けている者である（甲1の1、甲11の1～甲11の6）。

同人は、1976（昭和51）年12月2日から、2022（令和4）年7月31日までの約45年間、後記X牧場で住み込み稼働していた（甲2の1）。

(2) 原告B

原告B（以下、「原告B」という。）は、19・・（昭和・・）年・月・日生まれ（現在6●歳）の男性である。

原告Bは、知的障害により療育手帳B判定を受け、遅くとも1989（平成元）年11月から障害基礎年金1級10号を取得し、障害年金の支給を受けている者である（甲1の2、甲12の1～甲12の5）。

同人は、千歳市内の牧場で1974（昭和49）年ころから約30年間住み込みで働いた後、2001（平成13）年12月31日から、2022（令和4）年6月22日までの約20年間、上記X牧場で住み込み稼働していた（甲2の2）。

(3) 原告C

原告C（以下、「原告C」という。）は、19・・（昭和・・）年・月・日生まれ（現在6●歳）の男性である。

原告Cは、知的障害により療育手帳B判定を受け、遅くとも1989（平成元）年11月から障害基礎年金1級10号を取得し、障害年金の支給を受けている者である（甲1の3、甲13）。

同人は、千歳市内の牧場で1979（昭和54）年ころから約24年間住み込みで働いた後、2003（平成15）年12月19日から、2022（令和4）年9月4日までの約18年間、上記X牧場で住み込み稼働していた（甲2の3）。

2 被告ら

(1) 亡牧場経営主X

亡牧場経営主X（以下、「亡X」という。）は、19・・・（昭和・・・）年・月・日生まれの男性であり、X牧場の牧場主であった者である（甲3）。

亡Xは、1991（平成3）年5月1日から2011（平成23）年4月30日までの20年間、恵庭市議会議員であり、2005（平成17）年6月2日から2007（平成19）年4月30日までの間は、同議会議長でもあった（甲5）。

また、後述する育恵会の会長でもあったが、2020（令和2）年2月28日に死亡した（甲4）。

妻は被告牧場経営主Y、子は被告牧場経営主Z、訴外・・・、訴外・・・の3名である（甲3）。

(2) 被告牧場経営主Y

被告牧場経営主Y（以下、「被告Y」という。）は、19・・・（昭和・・・）年・月・日生まれの女性であり、亡Xの妻である（甲3）。

被告Yは亡Xと共にX牧場の運営を行っていた。亡Xの死亡後は、単独で農業部門の経営を担っていた。

(3) 被告牧場経営主Z

被告牧場経営主Z（以下「被告Z」という。）は、19・・・（昭和・・・）年・月・日生まれの男性であり、亡Xと被告Yの子である（甲3）。

被告Zは、両親と共にX牧場の経営を行っていた者であるが、2016（平成28）年頃の同牧場の酪農部門破綻後はX牧場を離れ外に働きに出ている。

(4) 被告恵庭市

被告恵庭市は、地方公共団体である。

3 被告関係者

(1) X牧場

X牧場は、亡X、被告Y及び被告Zが恵庭市内において農業と酪農を経営していた牧場である。なお、法人化はされていない。

同牧場は、原告らを住み込みで雇用し、長年経営されていたが、2016（平成28）年頃、酪農部門が経営破綻した。

酪農部門破綻後も被告Yにより農業部門の経営は続けていた。

(2) 育恵会

ア 育恵会は1973（昭和48）年8月1日に設立された、知的障害者の社会復帰並びに会員相互の連絡により福祉の向上に寄与することを目的とする団体（権利能力なき社団）である（会則1条、2条）（甲8・15頁）。

その正会員は知的障害者を雇用している雇主、事業者または事業者団体、準会員は雇用されている知的障害者である（会則4条）（甲8・15頁）。

イ 実態としては、恵庭市において知的障害者に住み込みで食事と仕事の提供を行う牧場が複数あり、それらの牧場とそれぞれの牧場で働く知的障害者の連絡・交流の場として設立された団体であり、会の運営には被告恵庭市も関与し、実質的に事務局としての役割を果たしていた。

（ア）具体的には、育恵会の理事会は、恵庭市役所内で開催されていた（平成31年1月25日開催理事会は障がい福祉課相談スペース、令和元年7月8日開催理事会は市役所301会議室）（甲8・7頁）。

（イ）また、育恵会の総会は、被告恵庭市障がい福祉課の決裁を経た上で開催されていた（甲8・1～2頁）。

そして、総会の案内は、「事務局（連絡先）」を「恵庭市保健福祉部障がい福祉課」として発出され、総会当日は、「恵庭市役所から恵庭市福祉バスにて送迎」することになっており、さらには、「当日は令和2年度の会費を徴収しますのでよろしくお願い致します。」とも記載されていた（甲8・27頁、31頁）。

そのうえで、総会の出席連絡は、「恵庭市役所障がい福祉課」宛てに

F A Xまたは郵送にて申し込むことになっていた（甲 8・28 頁、30 頁、32 頁）。

さらに、実際に、総会の送迎用に恵庭市福祉バスを障がい福祉課長を責任者として使用申請し、実際に使用していた（甲 8・37 頁）。

（ウ）加えて、育恵会では年 1 回の親睦会も開催されており、懇親会も、被告恵庭市障がい福祉課の決裁を経た上で開催されていた（甲 6・1～2 頁）。

また、親睦会の案内も、「連絡先」を「恵庭市役所障がい福祉課」として発出され（甲 6・3 頁）、懇親会の出席連絡は、「恵庭市役所障がい福祉課」宛てに F A Xまたは郵送にて申し込むことになっていた（甲 6・5 頁）。

そして、懇親会の送迎用にも、恵庭市福祉バスを障がい福祉課長を責任者として使用申請し、実際に使用していた（甲 6・37 頁）。

さらに、懇親会の決算については、被告恵庭市障がい福祉課内部での報告事項となっていた（甲 7）。

ウ もっとも、育恵会は、コロナ禍で活動ができないこと、会員の高齢化等の理由により活動継続が困難となり、2022（令和 4）年 4 月 8 日に、被告恵庭市障がい福祉課関与のもと、会計残高を正会員へ返金することにより解散した（甲 9・7 頁）。

解散時の正会員は X 牧場含め 4 名、準会員（知的障害者）は原告らを含め 6 名であった（甲 9・2 頁）。なお、会長は亡 X であった。

第 3 X 牧場における原告らに対する障害者虐待の経緯

1 原告らの X 牧場住み込み開始

X 牧場は、1973（昭和 48）年より前から存在していた牧場である。

そして、「第 2」第 1 項記載のように、原告 A は 1976（昭和 51）年 1

2月2日から、原告Bは2001（平成13）年12月31日から、原告Cは2003（平成15）年12月19日から、それぞれX牧場にて住み込みで働くようになった。

2 原告らの劣悪な生活環境

- (1) 原告らは、X牧場の敷地内に置かれたプレハブ小屋で居住していた（甲10の1、甲10の2）。

原告Aは平屋の小屋に居住しており、原告Bは、その隣にある2階建ての小屋の2階部分、原告Cは1階部分で生活していた。

- (2) 各小屋に電気は通っており、明かりを付けることはできたが、トイレは原告Aの小屋にある汲み取り式のもの1つだけであり、それを共同で利用していた。

また、暖房は原告Aの小屋にはあったが、原告B及び原告Cの部屋にはなかった。

さらに、どの部屋にも水道はなく、洗顔などには豚舎の隣の「処理室」の水道を使っていた。

飲用水は、母屋や処理室の水道からペットボトルに水を汲み、プレハブ内に置いていたが、使用していたペットボトルにはボウフラが湧くほど不衛生な状態であった。

また、普段は身体を絞ったタオルで拭く程度であり、特別な外出がある場合のみ、亡Xらから母屋の浴室で入浴するよう指示があった。

- (3) 食事については、朝食は母屋で、ご飯にお湯と生卵をかけて食べていた。醤油も味噌汁も提供されなかった。

昼食や夕食は、弁当を支給されていたが、その中身はレトルトのカレーなど、かなり質素なものであった。

3 原告らの過酷な奴隷労働

- (1) 原告らは、牧場を経営していた頃は、朝3時半ころに起床し、明け方から

日没まで、牛の乳搾りや餌やり等の世話や、農作業などの仕事を行っていた。

これらの業務に休みはなく、日曜日も盆も正月も関係なく働いていた。

なお、これらの労働に対する賃金は全く支払われていない。

- (2) 2016（平成28）年頃に酪農部門が閉鎖となってからは、雨の日は休みとなったが、それ以外の労働条件は基本的に同様であった。

4 X牧場関係者による原告らの金銭搾取

- (1) 原告A及び原告Bについては北海道銀行恵庭支店の口座が存在し、同口座に障害年金が入金され、原告Cについては道央農業協同組合千歳支店の口座が存在し、同口座に障害年金が入金されていた（甲11の1～甲13）。

- (2) もっとも、原告らのこれらの口座は、原告らがX牧場において生活していた全期間において、全て亡Xらが管理していた。

原告のこれらの口座から出金された金額は、2003（平成15）年4月23日以降の分だけでも、以下の金額となり、ほぼ全額が引き出されている状況であった。

原告A 2228万1000円（別紙1-1参照）

原告B 1861万6000円（別紙2-1参照）

原告C 1031万2000円（別紙3-1参照）

- (3) 他方、原告らは年金として支給された金員を受け取ることはなかった。

原告らのうち、原告B及び原告Cは、欲しいという月に1～2回くらい1500円から2000円ほどの支給を受けていた。

原告Aは金銭の支給は一切受けていない。

- (4) そして、原告らは、自分たちの預金通帳を見せてもらったこともなかった。

第4 被告恵庭市による虐待の把握

1 X牧場の衰退

亡Xが恵庭市議会議員であった頃は、X牧場及び育恵会は順調であったが、

亡Xの恵庭市議引退後はX牧場の経営も低迷するようになり、2016（平成28）年には酪農部門が閉鎖となった。

2 被告恵庭市による原告らの存在及び虐待可能性の把握

(1) 2016（平成28）年ころ、育恵会の副会長から、被告恵庭市障がい福祉課に対し、会長である亡XのX牧場が潰れたようになって、亡Xらから原告らに対し、どこへなりと行くようにとの話があり、原告らが助けを求めてきたという話があった（甲17・10頁）。

(2) この話を受けて、被告恵庭市障がい福祉課において、虐待も視野に入れて裏取りをしたところ、牧場の農業部門と酪農部門のうち、酪農部門が破綻していたことが判明した。

また、同時に、亡Xが被告の元市議会議員であり、かつ、元議長でもあったことが判明し、被告恵庭市の内部において、対応に気をつけるようにとの伝達が行なわれた（甲17・10頁）。

(3) また、同年7月8日には、被告恵庭市障がい福祉課の甲主査らが、社会福祉法人恵庭光風会が運営する恵庭市障がい者総合支援センター「e-ふらっと」（以下、「e-ふらっと」という。）を訪問し、「恵庭市内のとある農場で障害者が3名住み込みで働いているのだが閉鎖するかもしれないという話がある。」としたうえで、恵庭市内のグループホームとショートステイの空き状況について、事前に調べておいて欲しいという要請があった。

もっとも、e-ふらっとに対し、原告らに対するそれ以上の情報は提供されなかった（甲17・6頁）。

3 被告恵庭市による虐待事実の把握及び隠蔽

(1) 2016（平成28）年12月21日に、再度、被告恵庭市障がい福祉課の甲主査が、e-ふらっとに来所した。

甲主査の話としては、まだ話は具体化しておらず、農場が閉鎖するかどうかも分からないが、明日、障がい福祉課がその農家を訪問し、今後の話をし

てくる予定であること、恵庭市及び近郊のグループホームの空き情報を把握しておきたいため、空き情報調べを手伝って欲しいということであった。

もっとも、このときも、e-ふらっとに対し、原告らに対するそれ以上の情報は提供されなかった（甲17・7頁）。

(2) 2016（平成28）年12月22日に、被告恵庭市障がい福祉課の担当者らがX牧場を訪問し、原告らの状況を確認した（甲17・7頁に、同月21日付けて「明日、障がい福祉課がその農家を訪問し、今後の話をしてくる予定である」との記載があり、甲17・10頁には、2019（平成27）年1月27日付けて「また、障害福祉課から…一度だけ訪問したことがあった」との記載がある。）。

(3) 2017（平成29）年1月26日、被告恵庭市障がい福祉課の乙主査からe-ふらっとに話があった（甲17・8頁）。

ア 話の概要は以下のとおりであった。

（ア）案件としては、前年7月と12月に甲主査から話があった件と同じ。

（イ）被告恵庭市と育恵会で関わりがあり、被告恵庭市では年2回、育恵会の親睦会や総会の手伝いをしてきた。その中でX牧場で障害者3名が働いていること、同牧場が経営破綻を来したという状況がわかった。

そこで、障害者らの支援をするためにまず療育手帳を取得することとなり、取得に向けて道立心身障害者総合相談所と調整を図ってきた。

判定日が1月31日となっていたが、今日になって、X牧場側から用事があって当日は連れて行けないという連絡がはいった。

（ウ）本人たちの状況としては、母屋ではなくプレハブに住まわされているなど劣悪な環境で、さらに年金などの金銭的搾取も疑われるため、被告恵庭市としては早めに介入していきたいと考えている。

（エ）1月31日の判定を予定通り進めて行きたいが、市では送迎できないので、委託先であるe-ふらっとで連れて行ってもらえないか。

イ e-ふらっととして、前記(エ)について、検討して翌日までに回答することとなった。

- (4) 同年1月27日、e-ふらっとにおいて、前記(3)ア(エ)について検討を行ったが、本人たちのことや経緯が分からない状況で、ただ単に連れて行くというのでは、相談支援ではなく単なるタクシー代わりであり、それはできないということになった。

もっとも、被告恵庭市障がい福祉課で車を出し、同課からも担当者が参加するということであれば、引き継ぎという意味合いでe-ふらっとから1人同行することは考えられるという結論に至り、e-ふらっとから被告障がい福祉課乙主査へその旨を架電し、伝えた(甲17・8頁)。

- (5) 同日午後、被告恵庭市障がい福祉課の乙主査がe-ふらっとに来所した。

e-ふらっとからは、乙主査に対し、劣悪な環境に住んでいるということや金銭搾取という話も出てきており、虐待としても見過ごすことができないケースではないかと考えていることを伝え、被告恵庭市の対応を確認した。

乙主査からは、被告恵庭市としての従前の経緯の説明があり、改めて、年金搾取も疑われること、被告恵庭市障がい福祉課からも甲主査と熊谷職員が一度X牧場を訪問したことがあったが、プレハブ小屋の床の上に布団が敷いてあるなど、環境は劣悪な状況であったとの認識が示された。

e-ふらっととしては、それではやはり虐待案件として扱わざるを得ないという考えを伝えたが、乙主査からは、これは被告恵庭市としてオープンにしている話ではなく、e-ふらっとが虐待案件として扱うのであれば、このケースには関わってもらわず被告恵庭市単独で扱っていくという話がなされた(甲17・10~11頁)。

- (6) その結果、X牧場による原告らに対する虐待は問題とされることなく、2017(平成29)年2月以降も、原告らの状況は改善されることなく継続された。

第5 その後の事情

1 原告らのX牧場退去

その後、2020（令和2）年2月には亡Xが死亡し、被告Yも高齢化したことから、同年の夏ころに、ようやく被告Yからe-ふらっとに相談があり、そこから原告らが支援に繋がることとなり、原告らはX牧場を退去し、現在の住所地に転居した。

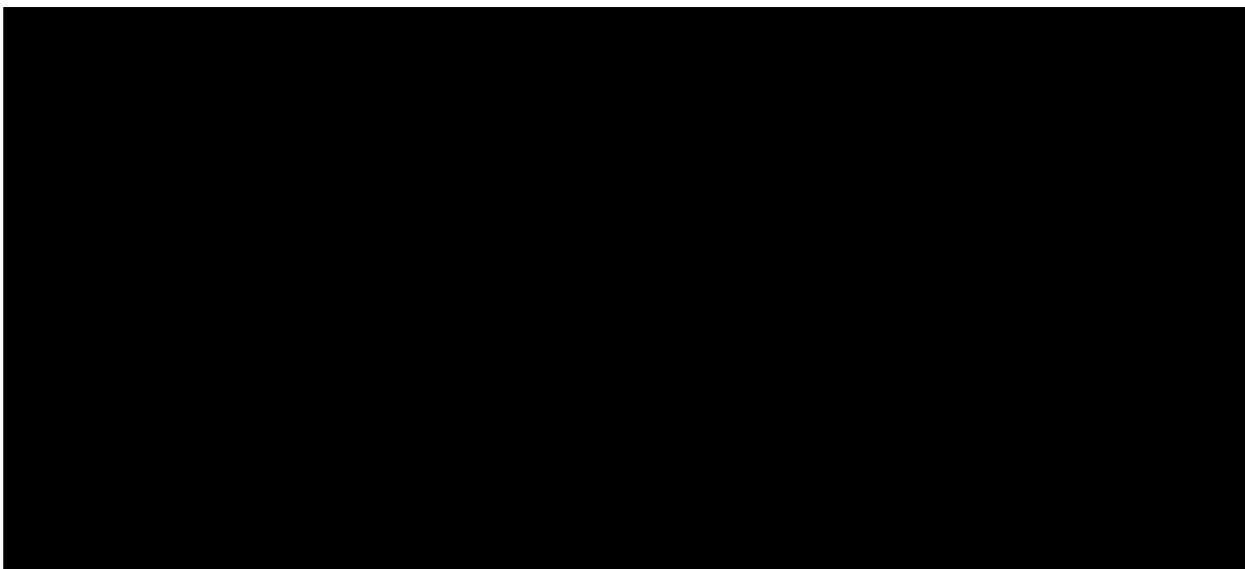
原告らが転居するにあたり、預貯金通帳が原告らの手に戻ることになり、障害年金の搾取が原告らにも明らかとなったほか、原告ら自身、自らの従前の処遇が社会一般の常識からかけ離れたものだったことを認識するに至った。

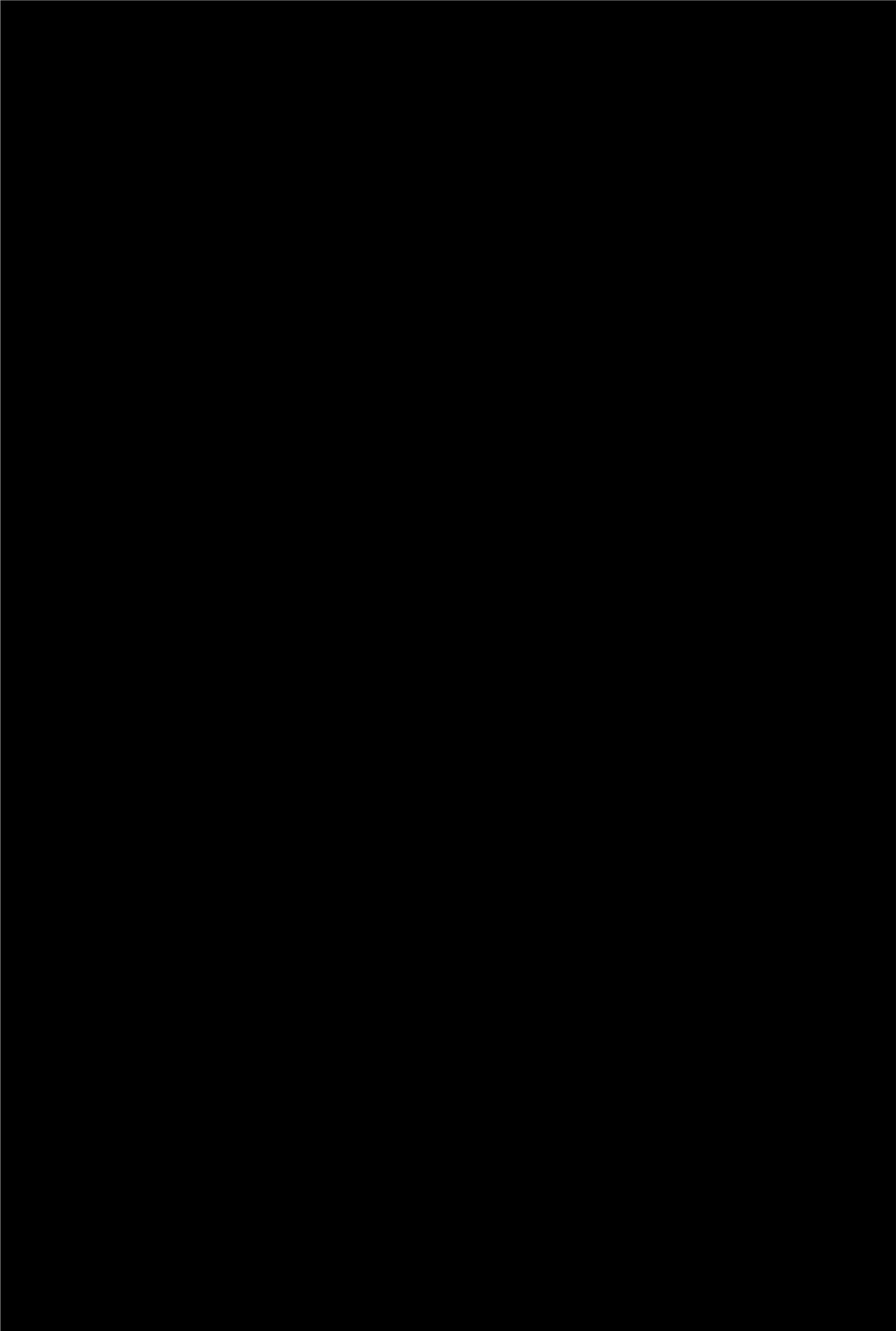
2 被告Y及び被告Zに対する通知書の発送

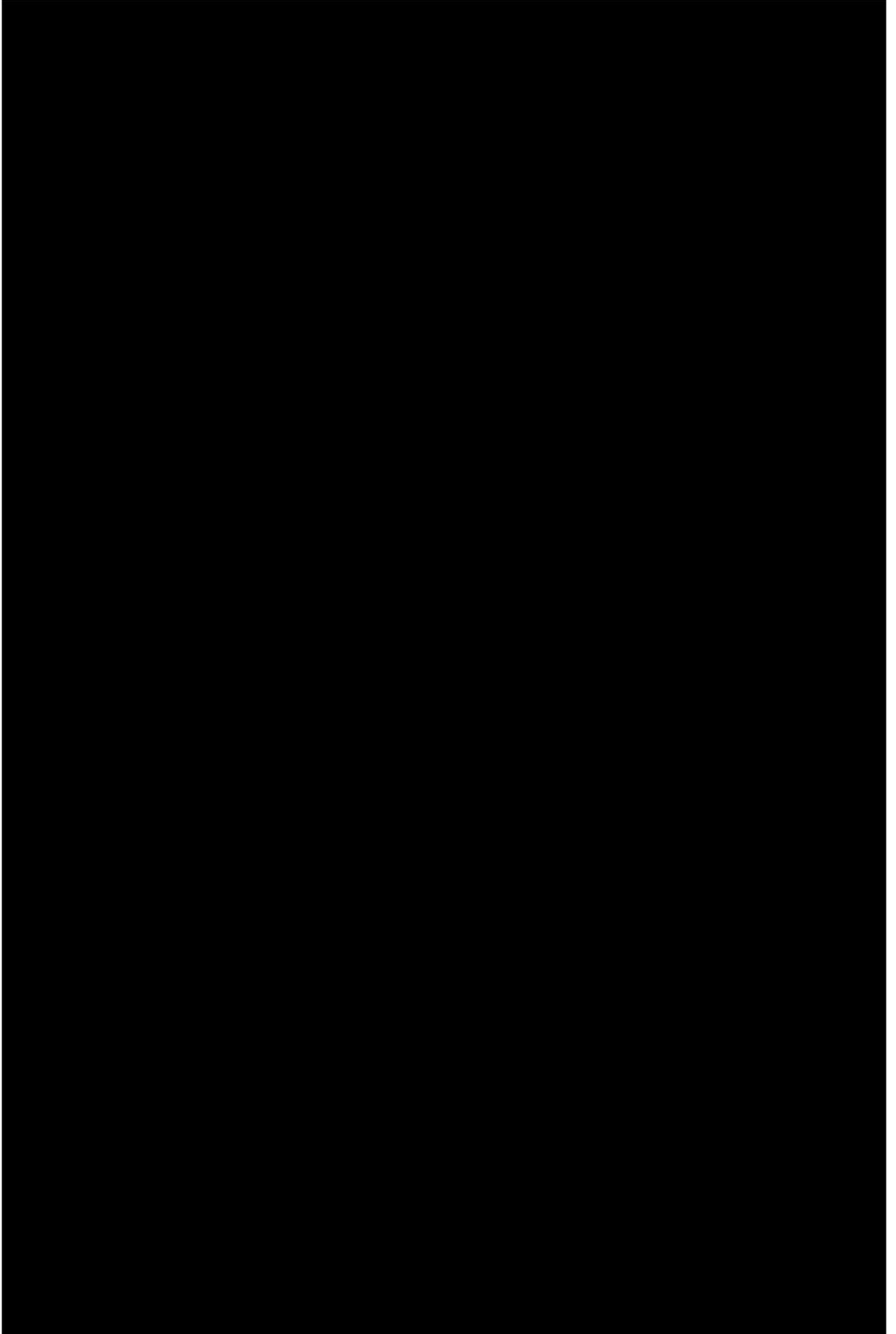
原告らは、代理人を通じて、被告Zに対しては2023（令和5）年4月13日に、被告Yに対しては同月17日に、内容証明郵便にて損害賠償及び賃金等を請求する通知書をそれぞれ発送している（甲15の1、甲16の1）。

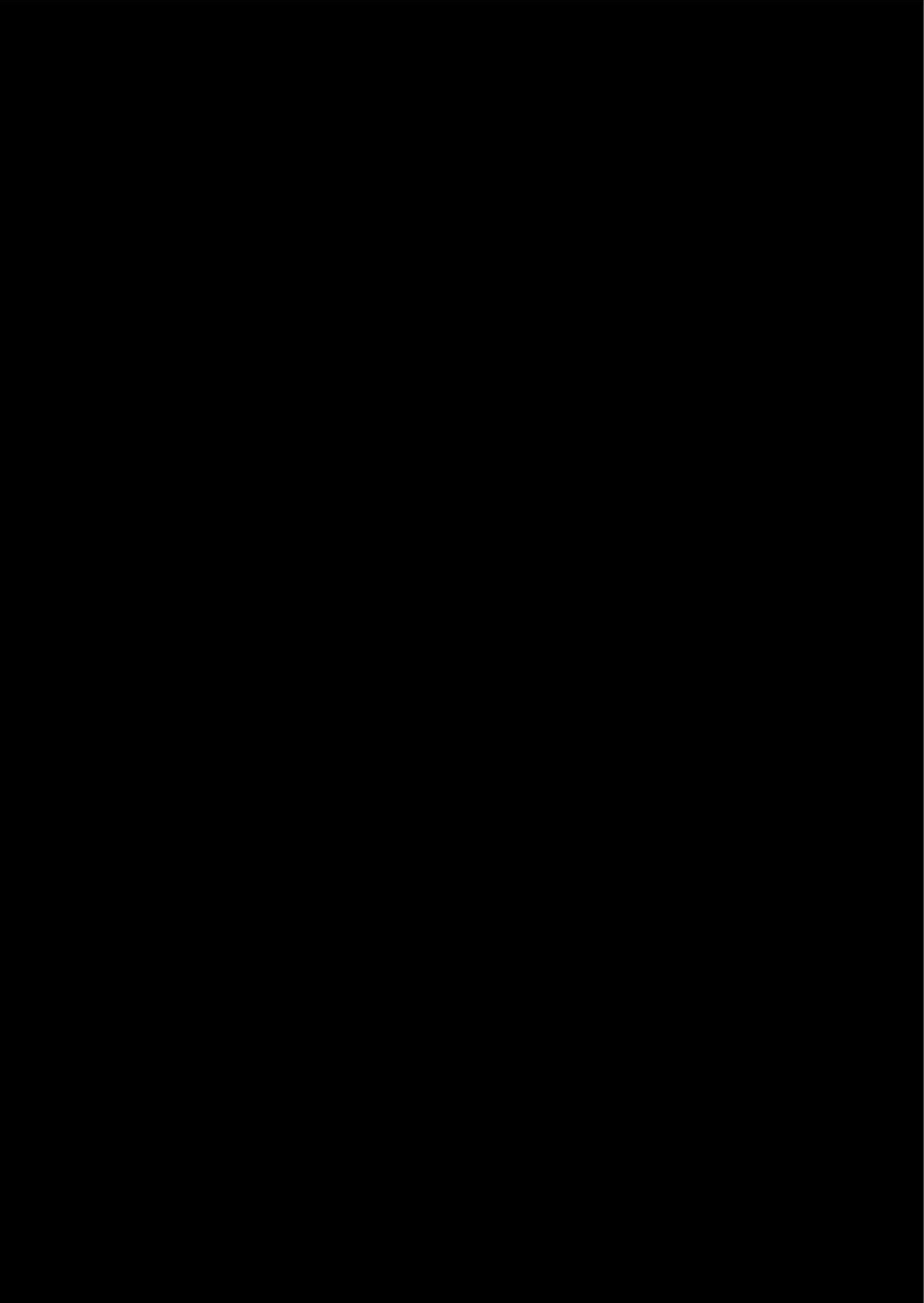
そして、これらの通知書は、被告Zに対しては同月15日に、被告Yに対しては同月19日に、それぞれ到達している（甲15の2、甲16の2）。

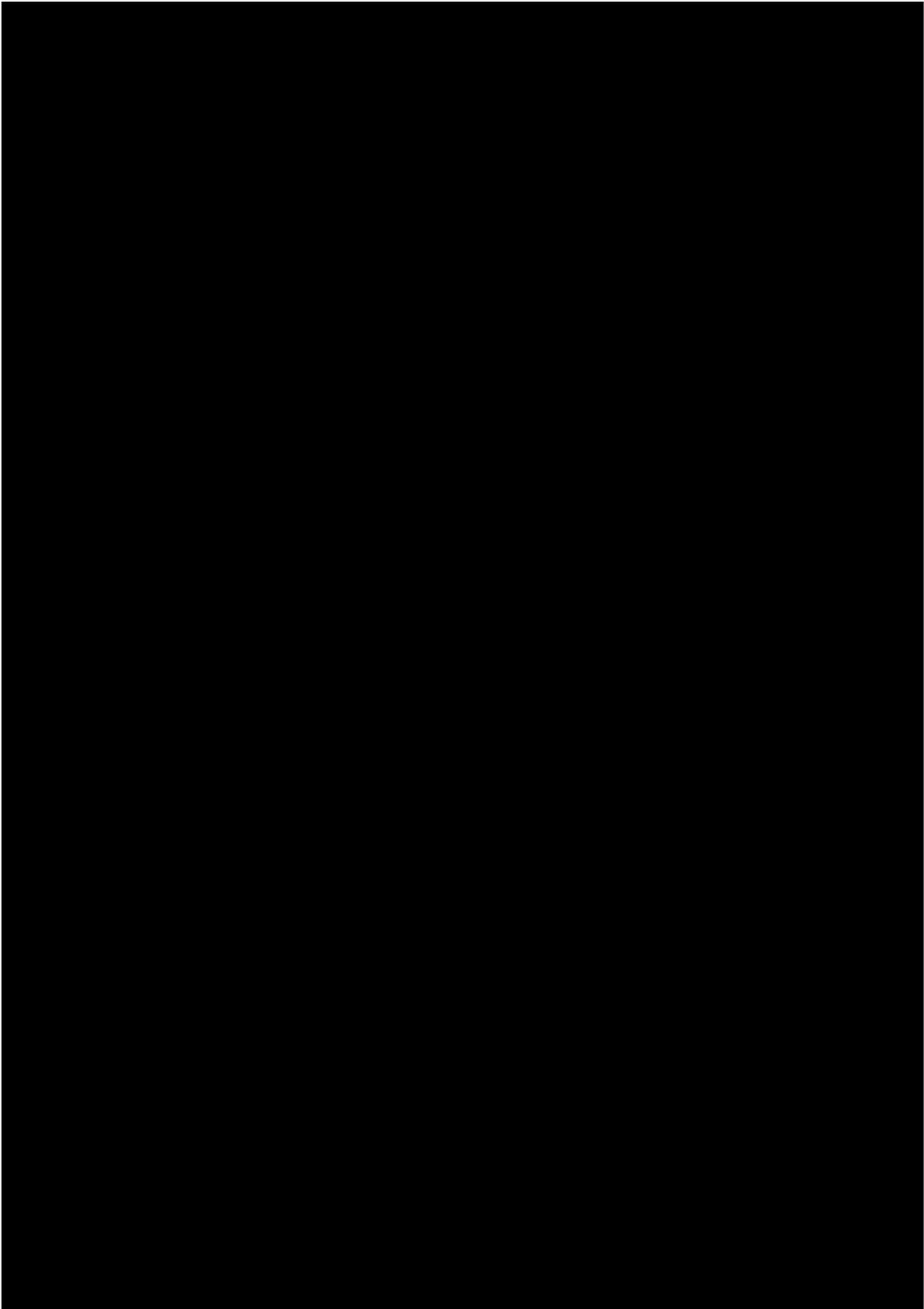
第6 被告Y及び被告Zに対する法的請求

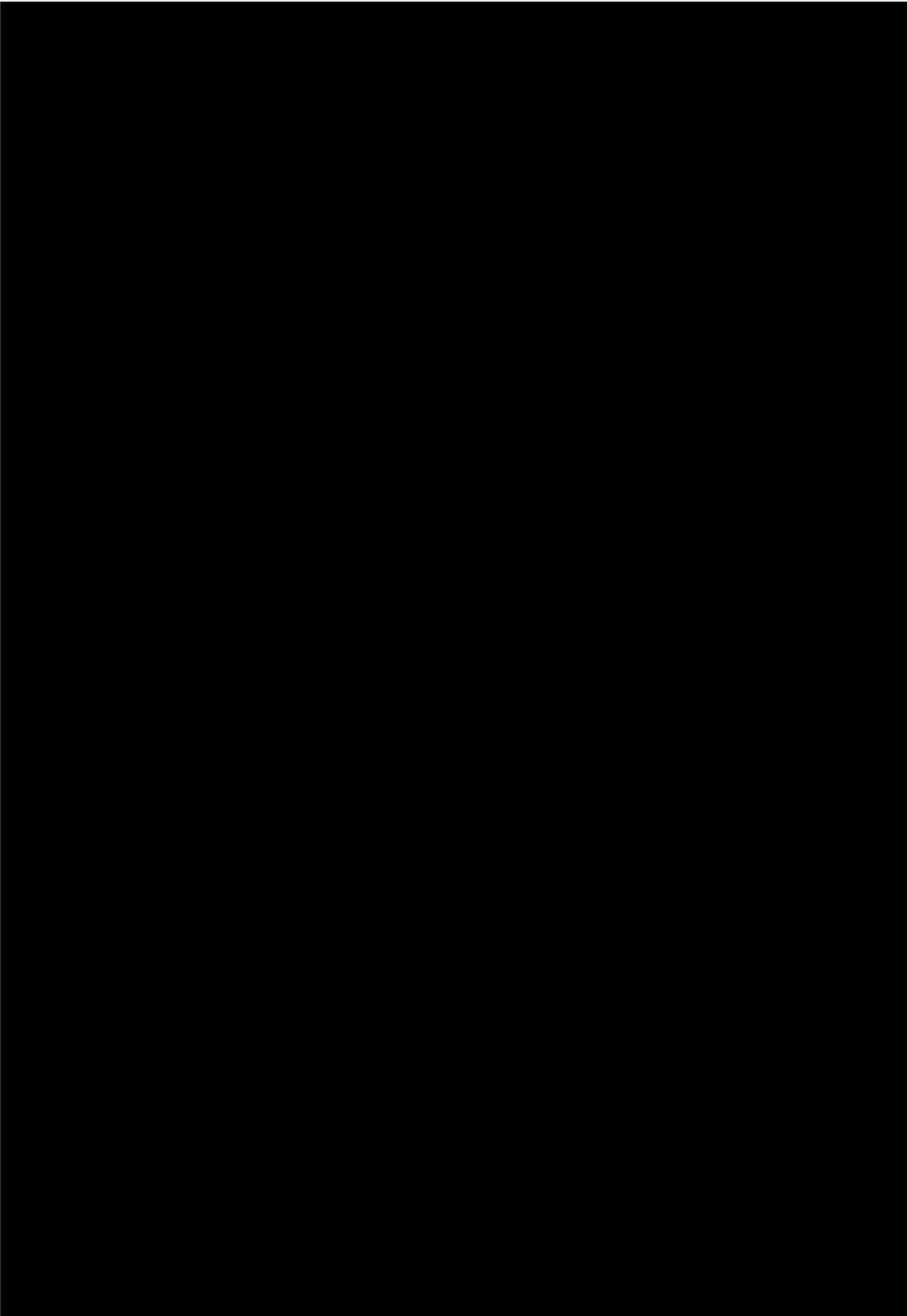


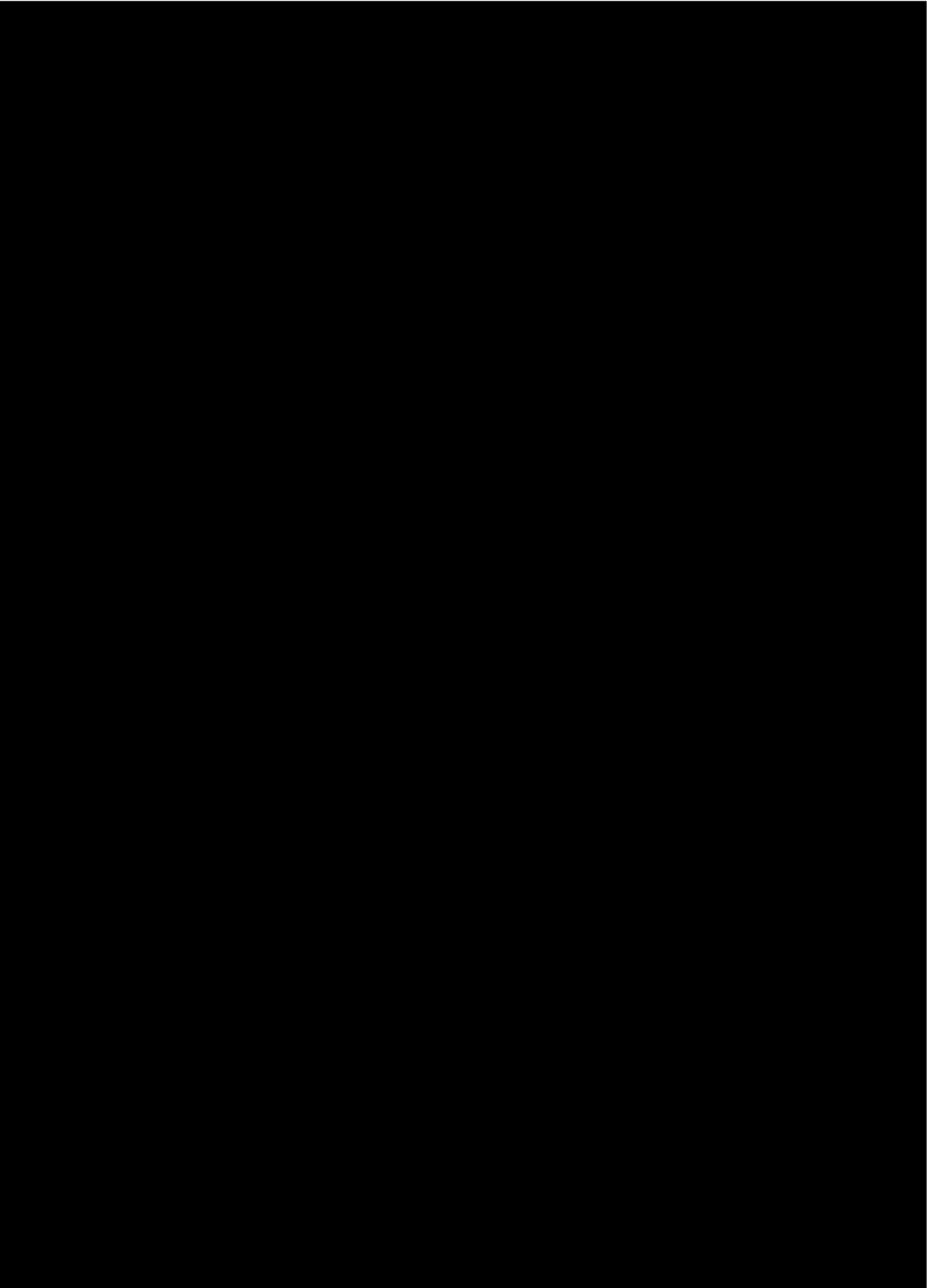












第7 被告恵庭市に対する法的請求（国家賠償請求）

1 障害者虐待防止に関する基本理念

(1) 憲法

憲法13条前段は、「すべて国民は、個人として尊重される。」と定める。

これは、どのような重度の障害を有していたとしても、すべての国民を個人として尊重することを意味する。

(2) 障害者権利条約

2006（平成18）年に国連総会において採択され、2014（平成26）年に日本において発効した障害者権利条約は、その第1条前段において「この条約は、全ての障害者によるあらゆる人権及び基本的自由の完全かつ平等な享有を促進し、保護し、及び確保すること並びに障害者の固有の尊厳の尊重を促進することを目的とする。」と定め、その第3条において一般原則として「(a) 固有の尊厳、個人の自律（自ら選択する自由を含む。）及び個人の自立の尊重」とする（以上について、外務省による和訳による。）。

(3) 障害者基本法

障害者権利条約に批准するため、2011（平成23）年に大幅改正された障害者基本法は、その第1条において、「全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものである」という理念を確認する。

その上で、同法第3条は、全ての障害者が、障害者でない者と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有することを前提としつつ、

- ① 社会の一員としてあらゆる分野の活動に参加する機会が確保されること。

② 可能な限り、どこで誰と生活するかについて選択の機会が確保されること。

③ 可能な限り、意思疎通のための手段選択の機会が確保されると共に、情報の取得、利用のための手段選択の機会の拡大が図られること。

を旨とした共生社会の実現を定めている。

(4) 小括

障害者虐待の防止及びその実現に向けた行政の責務も、前記理念を前提として解釈されなければならないものである。

2 障害者虐待防止法の趣旨・目的

(1) 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（以下、「障害者虐待防止法」という。）の第1条は、同法の目的として、「この法律は、障害者に対する虐待が障害者の尊厳を害するものであり、障害者の自立及び社会参加にとって障害者に対する虐待を防止することが極めて重要であること等に鑑み、障害者に対する虐待の禁止、障害者虐待の予防及び早期発見その他の障害者虐待の防止等に関する国等の責務、障害者虐待を受けた障害者に対する保護及び自立の支援のための措置、養護者の負担の軽減を図ること等の養護者に対する養護者による障害者虐待の防止に資する支援のための措置等を定めることにより、障害者虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策を促進し、もって障害者の権利利益の擁護に資することを目的とする。」と定める。

(2) この趣旨は、障害者であっても当然に個人の尊厳が保障される権利主体であることを前提に（憲法13条、障害者権利条約1条、障害者基本法1条参照）、「障害者に対する虐待が障害者の尊厳を害するものであ（る）」（障害者虐待防止法1条）こと及び「障害者の自立及び社会参加にとって障害者に対する虐待を防止することが極めて重要であること」を確認し、「障害者に対する虐待の禁止、障害者虐待の予防及び早期発見その他の障害者虐待の防

止等に関する国等の責務」(市町村の責任も含まれる)等の存在を宣明し、障害者の権利利益の擁護を図るところにある。

- (3) その上で、障害者虐待防止法は大きく分けて、養護者による虐待防止、障害者福祉施設従事者等による虐待防止、使用者による虐待の防止を定めている。

3 使用者による障害者虐待に対する市町村の義務

(1) 障害者虐待に対する一般的な市町村の義務

ア まず、障害者虐待防止法は、前項で述べたとおり、障害者であっても当然に個人の尊厳が保障される権利主体であることを前提に(憲法13条、障害者権利条約1条、障害者基本法1条参照)、「障害者に対する虐待が障害者の尊厳を害するものであ(る)」(障害者虐待防止法1条)ことを踏まえ、「障害者の自立及び社会参加にとって障害者に対する虐待を防止することが極めて重要であること」を指摘にした上で、「何人も、障害者に対し、虐待をしてはならない。」(同法3条)ことを明確に規定する。

イ その上で、障害者虐待防止法は、障害者虐待の予防及び早期発見その他の障害者虐待の防止を地方公共団体の義務として定め(同法4条1項)、「国及び地方公共団体の障害者の福祉に関する事務を所掌する部局その他の関係機関は、障害者虐待を発見しやすい立場にあることに鑑み、相互に緊密な連携を図りつつ、障害者虐待の早期発見に努めなければならない。」(同法6条1項)と規定している。

(2) 使用者による障害者虐待に対する一般的な市町村の義務

ア 障害者虐待防止法に基づく使用者による虐待に対する市町村の義務

(ア) 使用者による虐待について、障害者虐待防止法23条は、市町村に対し、使用者による障害者への虐待に関し、通報ないし障害者自身からの虐待届出を受けたときは、「厚生労働省令で定めるところにより、当該通報又は届出に係る使用者による障害者虐待に関する事項を、当該使用

者による障害者虐待に係る事業所の所在地の都道府県に通知しなければならない。」とする義務を課している。

この通知義務は、市町村が、虐待通報や届出によらず直接虐待の事実を認識した場合にも当然に課されると理解すべきものである。

(イ) そして、前述の障害者虐待防止法23条を受けて定められた障害者虐待防止法施行規則は、市町村が都道府県に通知すべき事項として、以下の6点を定める(障害者虐待防止法施行規則4条)。

- ① 事業所の名称、所在地、業種及び規模
- ② 被虐待者の氏名、性別、年齢、障がいの種類、障害程度区分その他の心身の状況および雇用形態
- ③ 使用者による虐待の種別、内容および発生要因
- ④ 使用者による虐待を行った使用者の氏名、生年月日および被虐待者との関係
- ⑤ 市町村が行った対応
- ⑥ 使用者による虐待が行われた事業所において改善措置がとられている場合にはその内容

(ウ) そして、市町村が上記通知を行う当然の前提として、市町村には上記事項に関する調査義務を負うものである。

イ 知的障害者福祉法に基づく市町村の義務

(ア) また、知的障害者福祉法の第1条は、同法の目的として、「この法律は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律と相まって、知的障害者の自立と社会経済活動への参加を促進するため、知的障害者を援助するとともに必要な保護を行い、もって知的障害者の福祉を図ることを目的とする。」と定める。

(イ) そして、知的障害者福祉法は、市町村の責務として、

「知的障害者の福祉に関し、必要な実情の把握に努めること。」

「知的障害者の福祉に関し、必要な情報の提供を行うこと。」

「知的障害者の福祉に関する相談に応じ、必要な調査及び指導を行うこと並びにこれらに付随する業務を行うこと。」を定めている（知的障害者福祉法9条5項1号～3号）。

ウ 刑事訴訟法に基づく義務

さらに、刑事訴訟法239条2項は、「官吏又は公吏は、その職務を行うことにより犯罪があると思料するときは、告発をしなければならない。」と公務員の告発義務を定めている。

(3) 本件における事情に鑑み特に被告恵庭市に課される義務

ア 本件において、被告恵庭市障がい福祉課は、従前より、育恵会の総会や親睦会の開催から解散に至るまでの一連の活動に、内部的決裁を経た上で積極的に関与してきたものであり、育恵会に所属している牧場に住み込んでいる原告ら知的障害者の存在は、従前から認識していたものである。

イ そして、住み込みで生活している知的障害者は、知的障害者の日常が家庭や一般社会から切り離され、日常生活全般が住み込み先で営まれることになるから、虐待を含む日常生活上の問題が知的障害者に生じる可能性があり、しかも、そのことについて住み込み先関係者以外の者の目が行き届かない可能性が高いものである。

まして、2012（平成24）年の障害者総合支援法の制定後は、障害者の就労支援や居住支援については、同法の定める物的及び人的な施設基準を満たし、必要に応じて監査も受けるという前提で提供される、同法所定の障害福祉サービスによるべきことが原則であり、これらの物的及び人的基準や監査と無関係に行われる障害者の就労支援や居住支援については、行政として十分な注意と配慮が必要な状況にあった。

4 X牧場関係者の行為の法的評価

(1) まず、原告らは前記「第3」第2項記載の生活状況及び第3項記載の勤務

状況におかれたうえで、住み込みで働かされていた。

これらは、原告らの人格的尊厳を害する奴隷労働にあたる行為であり、原告らの人格権を侵害し、奴隷的拘束を与えるものである（憲法13条、18条）。

(2) また、障害者虐待防止法観点からすれば、次のように言える。

ア 亡XらX牧場関係者は、原告らを雇用して労働させ、その対価として住居を提供し、食事を与える等していた者であり、「障害者を雇用する事業主又は事業の経営担当者その他その事業の労働者に関する事項について事業主のために行為をする者」として、障害者虐待防止法2条5項の「使用者」に該当する。

イ X牧場関係者による行為は、まず、原告らを劣悪な環境に長年放置していたという点で、「障害者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置」としてネグレクト（介護・世話の放棄）の虐待にあたる（障害者虐待防止法2条8項4号）。

ウ さらに、X牧場関係者による行為は、原告らの年金を搾取していた点で「障害者の財産を不当に処分すること」として、また、原告らに過酷な労働を強い、それに対して賃金を支払っていなかった点で「障害者から不当に財産上の利益を得ること。」として、経済的虐待に該当する（障害者虐待防止法2条8項5号）。

(3) また、これらの行為は、民法上、不法行為（民法709条）に該当するものであるほか、刑法上、保護責任者遺棄罪（刑法218条）及び業務上横領罪（刑法253条）に該当する可能性があるものである。

5 国家賠償法上の違法性の存在

(1) 違法となる作為

ア 行政の作為が違法となる場合

まず、前記第3項記載のように、障害者虐待防止法3条、4条1項の趣

旨を踏まえ、同法6条1項が「障害者虐待の早期発見に努めなければならない。」と定めていることからすれば、地方公共団体が虐待を隠蔽することが禁止されることは当然のことであり、虐待隠蔽は違法行為である。

そして、この虐待隠蔽禁止の延長として、関係する障害者支援事業所が障害者虐待の早期発見に向けて調査を開始しようとする場合（同法6条2項参照）に、それを妨げるような行為を行ってはならず、このような妨害行為は違法となる。

イ 本件の場合

本件において、被告恵庭市は、前記「第(4)」第3項(5)記載のとおり、2017（平成29）年1月27日、年金搾取が疑われること、生活環境が劣悪であることを認識しながら、虐待調査を行おうとしたe-ふらっとに対し、「e-ふらっとが虐待案件として扱うのであれば、このケースには関わってもらわず被告恵庭市単独で扱っていく」旨を申し向け、積極的に調査の妨害及び虐待の隠蔽を図った。

このような調査妨害及び隠蔽行為は違法な作為である。

(2) 違法となる不作為

ア 行政の不作為が違法となる場合

市町村は、一般的に、通報や届出によらずとも、使用者による障害者に対する虐待に関し、相当程度の可能性を認識しうる事実を自ら認識するに至ったときは、速やかに事実の調査確認を行い、必要な場合には都道府県に通知すると共に、自ら適切な指導を行い、犯罪事実がある場合は告発を行うなどして、虐待を防止する義務を負うというべきであり、これを怠る不作為は違法となる。

また、本件においては、前記第3項(3)で述べたような立場の住み込み知的障害者の存在及びそれに対する被告恵庭市障がい福祉課の認識からすれば、原告らのような特定の知的障害者と一定以上の関わりを有している被

告恵庭市障がい福祉課が、当該知的障害者（原告ら）に関して虐待が生じていることを認識しうる場合は、被告恵庭市障がい福祉課が必要な調査、指導及び北海道への通知等を行わないという不作為は、当該知的障害者との関係で特に強い違法性を有すると言ふべきである。

イ 本件の場合

(ア) これまで述べてきたように、被告恵庭市は、2016（平成28）年12月にX牧場を訪問し、2017（平成29）年1月の時点では、X牧場における原告らの生活状況を把握していたのだから、この際に金銭管理の状況に関する調査を行ったうえ、どんなに遅くとも同年2月末日までにはX牧場に対する指導を行うと共に、北海道に対する通知を行うべき義務を負っていたものである。

(イ) 特に、本件においては、被告恵庭市は、育恵会の事務局的地位として、X牧場及び原告らの存在を強く認識し、深く関わっていたのであるから、通常の場合よりも高度な義務を負っていた。

(ウ) しかし、被告恵庭市は虐待の疑いを強く認識しながら、亡Xが元市議会議員（議長）であったという経緯を忖度して、敢えて虐待調査を行わず、これを放置したのである。

この不作為は違法である。

(4) 小括

以上の作為及び不作為の結果、本件に関して虐待対応が行われることがないまま更に5年が経過し、原告らは2022（令和4）年夏に至ってようやく虐待から救出されたものである。

6 被告の故意・過失及び因果関係

(1) このような被告恵庭市の行為には、隠ぺい及び調査妨害という作為の面からも、必要な調査、指導及び北海道への通知等を行わないという不作為の面からも国家賠償法1条1項の故意が優に認められる。

また、仮に故意まで認められなかったとしても、必要な調査、指導及び北海道への通知等を怠ったことについて過失が認められる。

- (2) そして、それにより、後記第7項記載の損害が生じており、因果関係も認められる。

7 原告らの損害

(1) 金銭着服による経済的損害

原告らの銀行口座から出金された金額は、被告恵庭市が原告らの虐待を認識しながら、これを隠蔽・放置した2017（平成29）年3月以降の分だけでも、以下の金額となる。

- ① 原告A 512万1000円（別紙1-2参照）
- ② 原告B 471万6000円（別紙2-2参照）
- ③ 原告C 559万7000円（別紙3-2参照）

(2) 精神的損害

原告らは、被告恵庭市による適法な対応がなされなかったことにより、5年以上余分にX牧場による経済的搾取、劣悪な生活状況及び奴隷労働により強い精神的苦痛を被った。

これは金銭に勘案して各300万円を下らない。

(3) 弁護士費用

ア 原告らの経済的損害額と精神的損害額は合算すると、以下のとおりとなる。

- ① 原告A 812万1000円
- ② 原告B 771万6000円
- ③ 原告C 859万7000円

イ 原告らの弁護士費用として、前記ア記載の金額の1割に相当する次の金額が認められるべきである。

- ① 原告A 81万2100円

② 原告B 77万1600円

③ 原告C 85万9700円

(4) 合計

以上より、原告らの損害額は、合計すると、以下のとおりとなる。

① 原告A 893万3100円

② 原告B 848万7600円

③ 原告C 945万6700円

(なお、遅延損害金は、どんなに遅くても被告恵庭市の行為が違法となった2017(平成29)年2月28日から発生するものとし、利率は年5%とする〔平成29年改正民法附則15条1項〕)

第8 結論

よって、原告らは、被告らに対し、請求の趣旨記載の金額の支払を請求するものである。

なお、被告Yと被告Zの責任は、損害賠償請求の範囲で連帯し、被告恵庭市と被告Y及び被告Zの責任は、損害賠償請求のうち、被告恵庭市の行為が違法となる2017(平成29)年2月末日以降の経済的損害(慰謝料はそれぞれ別々の精神的損害ないので連帯しない)の範囲で連帯する。

以上

証 拠 書 類

甲第1号証～甲第17号証

証拠説明書記載のとおり

【別紙1-1】出金額一覧表(原告A分)

原告	A
出金額	¥-22,281,000

No.	年月日	支払金額	日数	残元金
1	2003/4/23	1,500,000	0	-1,500,000
2	2003/7/22	30,000	90	-1,530,000
3	2003/8/11	30,000	20	-1,560,000
4	2003/9/12	50,000	32	-1,610,000
5	2003/12/22	50,000	101	-1,660,000
6	2004/2/2	40,000	42	-1,700,000
7	2004/2/19	30,000	17	-1,730,000
8	2004/3/11	1,000,000	21	-2,730,000
9	2004/4/9	30,000	29	-2,760,000
10	2004/5/7	40,000	28	-2,800,000
11	2004/6/4	40,000	28	-2,840,000
12	2004/7/7	30,000	33	-2,870,000
13	2004/8/4	30,000	28	-2,900,000
14	2004/9/7	40,000	34	-2,940,000
15	2004/10/6	40,000	29	-2,980,000
16	2004/11/5	40,000	30	-3,020,000
17	2004/12/1	40,000	26	-3,060,000
18	2004/12/24	300,000	23	-3,360,000
19	2005/1/25	50,000	32	-3,410,000
20	2005/2/23	50,000	29	-3,460,000
21	2005/4/1	40,000	37	-3,500,000
22	2005/5/2	40,000	31	-3,540,000
23	2005/5/16	500,000	14	-4,040,000
24	2005/7/1	40,000	46	-4,080,000
25	2005/8/5	40,000	35	-4,120,000
26	2005/9/5	40,000	31	-4,160,000
27	2005/10/4	40,000	29	-4,200,000
28	2005/11/1	40,000	28	-4,240,000
29	2005/12/2	30,000	31	-4,270,000
30	2005/12/20	200,000	18	-4,470,000
31	2006/1/11	40,000	22	-4,510,000
32	2006/2/7	50,000	27	-4,560,000
33	2006/3/3	40,000	24	-4,600,000

【別紙1-1】出金額一覧表(原告A分)

原告	A
出金額	¥-22,281,000

No.	年月日	支払金額	日数	残元金
34	2006/4/4	50,000	32	-4,650,000
35	2006/5/9	40,000	35	-4,690,000
36	2006/6/5	40,000	27	-4,730,000
37	2006/7/3	50,000	28	-4,780,000
38	2006/8/2	50,000	30	-4,830,000
39	2006/8/22	50,000	20	-4,880,000
40	2006/10/14	50,000	53	-4,930,000
41	2006/10/30	50,000	16	-4,980,000
42	2006/11/29	50,000	30	-5,030,000
43	2006/12/21	70,000	22	-5,100,000
44	2007/2/1	100,000	42	-5,200,000
45	2007/2/27	50,000	26	-5,250,000
46	2007/4/2	50,000	34	-5,300,000
47	2007/5/1	50,000	29	-5,350,000
48	2007/6/1	50,000	31	-5,400,000
49	2007/6/26	50,000	25	-5,450,000
50	2007/8/6	50,000	41	-5,500,000
51	2007/9/3	50,000	28	-5,550,000
52	2007/9/27	600,000	24	-6,150,000
53	2007/10/19	50,000	22	-6,200,000
54	2007/11/30	50,000	42	-6,250,000
55	2007/12/17	80,000	17	-6,330,000
56	2008/1/29	50,000	43	-6,380,000
57	2008/3/4	50,000	35	-6,430,000
58	2008/4/9	50,000	36	-6,480,000
59	2008/5/1	50,000	22	-6,530,000
60	2008/6/2	50,000	32	-6,580,000
61	2008/6/26	400,000	24	-6,980,000
62	2008/7/28	50,000	32	-7,030,000
63	2008/8/28	50,000	31	-7,080,000
64	2008/9/25	50,000	28	-7,130,000
65	2008/10/21	50,000	26	-7,180,000
66	2008/11/26	50,000	36	-7,230,000

【別紙1-1】出金額一覧表(原告A分)

原告	A
出金額	¥-22,281,000

No.	年月日	支払金額	日数	残元金
67	2008/12/15	80,000	19	-7,310,000
68	2008/12/30	200,000	15	-7,510,000
69	2009/1/27	40,000	28	-7,550,000
70	2009/2/26	50,000	30	-7,600,000
71	2009/3/31	70,000	33	-7,670,000
72	2009/4/22	50,000	22	-7,720,000
73	2009/5/25	50,000	33	-7,770,000
74	2009/6/16	50,000	22	-7,820,000
75	2009/7/21	50,000	35	-7,870,000
76	2009/8/27	50,000	37	-7,920,000
77	2009/9/28	50,000	32	-7,970,000
78	2009/10/28	50,000	30	-8,020,000
79	2009/11/12	500,000	15	-8,520,000
80	2009/12/25	40,000	43	-8,560,000
81	2010/1/26	40,000	32	-8,600,000
82	2010/3/2	40,000	35	-8,640,000
83	2010/3/29	40,000	27	-8,680,000
84	2010/4/21	40,000	23	-8,720,000
85	2010/6/2	40,000	42	-8,760,000
86	2010/6/29	100,000	27	-8,860,000
87	2010/7/27	50,000	28	-8,910,000
88	2010/8/24	50,000	28	-8,960,000
89	2010/9/28	50,000	35	-9,010,000
90	2010/10/26	300,000	28	-9,310,000
91	2010/12/10	50,000	45	-9,360,000
92	2010/12/24	100,000	14	-9,460,000
93	2011/2/21	50,000	59	-9,510,000
94	2011/4/1	100,000	39	-9,610,000
95	2011/4/26	100,000	25	-9,710,000
96	2011/5/26	50,000	30	-9,760,000
97	2011/6/22	70,000	27	-9,830,000
98	2011/7/19	100,000	27	-9,930,000
99	2011/7/29	200,000	10	-10,130,000

【別紙1-1】出金額一覧表(原告A分)

原告	A
出金額	¥-22,281,000

No.	年月日	支払金額	日数	残元金
100	2011/8/25	80,000	27	-10,210,000
101	2011/9/13	150,000	19	-10,360,000
102	2011/10/27	80,000	44	-10,440,000
103	2011/11/25	130,000	29	-10,570,000
104	2011/12/20	120,000	25	-10,690,000
105	2012/1/25	40,000	36	-10,730,000
106	2012/2/17	80,000	23	-10,810,000
107	2012/3/9	80,000	21	-10,890,000
108	2012/4/18	100,000	40	-10,990,000
109	2012/5/1	50,000	13	-11,040,000
110	2012/5/23	30,000	22	-11,070,000
111	2012/6/18	70,000	26	-11,140,000
112	2012/7/5	80,000	17	-11,220,000
113	2012/8/7	30,000	33	-11,250,000
114	2012/8/20	100,000	13	-11,350,000
115	2012/8/29	60,000	9	-11,410,000
116	2012/9/28	10,000	30	-11,420,000
117	2012/10/16	100,000	18	-11,520,000
118	2012/10/31	50,000	15	-11,570,000
119	2012/12/3	1,400,000	33	-12,970,000
120	2012/12/19	130,000	16	-13,100,000
121	2013/1/23	30,000	35	-13,130,000
122	2013/2/19	100,000	27	-13,230,000
123	2013/3/15	60,000	24	-13,290,000
124	2013/4/19	180,000	35	-13,470,000
125	2013/5/30	40,000	41	-13,510,000
126	2013/6/20	100,000	21	-13,610,000
127	2013/7/11	50,000	21	-13,660,000
128	2013/8/21	120,000	41	-13,780,000
129	2013/10/17	130,000	57	-13,910,000
130	2013/11/29	100,000	43	-14,010,000
131	2013/12/24	110,000	25	-14,120,000
132	2014/2/4	30,000	42	-14,150,000

【別紙1-1】出金額一覧表(原告A分)

原告	A
出金額	¥-22,281,000

No.	年月日	支払金額	日数	残元金
133	2014/2/24	100,000	20	-14,250,000
134	2014/3/18	50,000	22	-14,300,000
135	2014/4/25	120,000	38	-14,420,000
136	2014/5/19	70,000	24	-14,490,000
137	2014/6/24	100,000	36	-14,590,000
138	2014/7/29	50,000	35	-14,640,000
139	2014/8/22	120,000	24	-14,760,000
140	2014/9/24	20,000	33	-14,780,000
141	2014/10/27	150,000	33	-14,930,000
142	2014/11/14	50,000	18	-14,980,000
143	2014/12/16	150,000	32	-15,130,000
144	2015/2/18	130,000	64	-15,260,000
145	2015/3/17	30,000	27	-15,290,000
146	2015/4/20	140,000	34	-15,430,000
147	2015/5/27	30,000	37	-15,460,000
148	2015/6/22	130,000	26	-15,590,000
149	2015/7/31	30,000	39	-15,620,000
150	2015/8/18	130,000	18	-15,750,000
151	2015/9/30	20,000	43	-15,770,000
152	2015/10/23	120,000	23	-15,890,000
153	2015/12/22	160,000	60	-16,050,000
154	2015/12/28	60,000	6	-16,110,000
155	2016/2/15	130,000	49	-16,240,000
156	2016/3/25	30,000	39	-16,270,000
157	2016/4/22	130,000	28	-16,400,000
158	2016/5/23	40,000	31	-16,440,000
159	2016/6/17	130,000	25	-16,570,000
160	2016/8/22	140,000	66	-16,710,000
161	2016/10/19	120,000	58	-16,830,000
162	2016/12/19	130,000	61	-16,960,000
163	2017/1/12	100,000	24	-17,060,000
164	2017/2/22	100,000	41	-17,160,000
165	2017/3/13	70,000	19	-17,230,000

【別紙1-1】出金額一覧表(原告A分)

原告	A
出金額	¥-22,281,000

No.	年月日	支払金額	日数	残元金
166	2017/3/24	20,000	11	-17,250,000
167	2017/4/14	100,000	21	-17,350,000
168	2017/5/2	60,000	18	-17,410,000
169	2017/6/16	120,000	45	-17,530,000
170	2017/7/21	46,000	35	-17,576,000
171	2017/8/4	45,000	14	-17,621,000
172	2017/8/25	120,000	21	-17,741,000
173	2017/10/19	100,000	55	-17,841,000
174	2017/12/7	50,000	49	-17,891,000
175	2017/12/22	80,000	15	-17,971,000
176	2018/1/19	40,000	28	-18,011,000
177	2018/2/1	90,000	13	-18,101,000
178	2018/2/22	70,000	21	-18,171,000
179	2018/3/16	100,000	22	-18,271,000
180	2018/4/18	100,000	33	-18,371,000
181	2018/5/23	50,000	35	-18,421,000
182	2018/6/20	100,000	28	-18,521,000
183	2018/8/8	40,000	49	-18,561,000
184	2018/8/29	70,000	21	-18,631,000
185	2018/10/9	50,000	41	-18,681,000
186	2018/11/9	50,000	31	-18,731,000
187	2018/12/19	130,000	40	-18,861,000
188	2019/2/15	100,000	58	-18,961,000
189	2019/3/27	80,000	40	-19,041,000
190	2019/4/18	100,000	22	-19,141,000
191	2019/5/14	100,000	26	-19,241,000
192	2019/7/1	100,000	48	-19,341,000
193	2019/7/26	130,000	25	-19,471,000
194	2019/8/28	50,000	33	-19,521,000
195	2019/10/9	50,000	42	-19,571,000
196	2019/10/29	60,000	20	-19,631,000
197	2019/12/2	60,000	34	-19,691,000
198	2019/12/18	60,000	16	-19,751,000

【別紙1-1】出金額一覧表(原告A分)

原告	A
出金額	¥-22,281,000

No.	年月日	支払金額	日数	残元金
199	2020/1/16	100,000	29	-19,851,000
200	2020/2/26	100,000	41	-19,951,000
201	2020/4/7	150,000	41	-20,101,000
202	2020/6/18	100,000	72	-20,201,000
203	2020/7/28	100,000	40	-20,301,000
204	2020/9/18	60,000	52	-20,361,000
205	2020/11/6	50,000	49	-20,411,000
206	2020/12/2	100,000	26	-20,511,000
207	2021/1/22	60,000	51	-20,571,000
208	2021/2/22	100,000	31	-20,671,000
209	2021/3/18	60,000	24	-20,731,000
210	2021/4/14	50,000	27	-20,781,000
211	2021/5/6	80,000	22	-20,861,000
212	2021/5/21	50,000	15	-20,911,000
213	2021/6/21	70,000	31	-20,981,000
214	2021/7/14	50,000	23	-21,031,000
215	2021/8/30	50,000	47	-21,081,000
216	2021/12/7	150,000	99	-21,231,000
217	2022/1/26	150,000	50	-21,381,000
218	2022/3/9	200,000	42	-21,581,000
219	2022/4/5	200,000	27	-21,781,000
220	2022/4/26	200,000	21	-21,981,000
221	2022/7/6	300,000	71	-22,281,000

【別紙1-2】出金額一覧表(原告A分)
(被告恵庭市把握後)

原告	A
出金額	¥-5,121,000

No.	年月日	支払金額	日数	残元金
1	2017/3/13	70,000	0	-70,000
2	2017/3/24	20,000	11	-90,000
3	2017/4/14	100,000	21	-190,000
4	2017/5/2	60,000	18	-250,000
5	2017/6/16	120,000	45	-370,000
6	2017/7/21	46,000	35	-416,000
7	2017/8/4	45,000	14	-461,000
8	2017/8/25	120,000	21	-581,000
9	2017/10/19	100,000	55	-681,000
10	2017/12/7	50,000	49	-731,000
11	2017/12/22	80,000	15	-811,000
12	2018/1/19	40,000	28	-851,000
13	2018/2/1	90,000	13	-941,000
14	2018/2/22	70,000	21	-1,011,000
15	2018/3/16	100,000	22	-1,111,000
16	2018/4/18	100,000	33	-1,211,000
17	2018/5/23	50,000	35	-1,261,000
18	2018/6/20	100,000	28	-1,361,000
19	2018/8/8	40,000	49	-1,401,000
20	2018/8/29	70,000	21	-1,471,000
21	2018/10/9	50,000	41	-1,521,000
22	2018/11/9	50,000	31	-1,571,000
23	2018/12/19	130,000	40	-1,701,000
24	2019/2/15	100,000	58	-1,801,000
25	2019/3/27	80,000	40	-1,881,000
26	2019/4/18	100,000	22	-1,981,000
27	2019/5/14	100,000	26	-2,081,000
28	2019/7/1	100,000	48	-2,181,000
29	2019/7/26	130,000	25	-2,311,000
30	2019/8/28	50,000	33	-2,361,000
31	2019/10/9	50,000	42	-2,411,000
32	2019/10/29	60,000	20	-2,471,000

【別紙1-2】出金額一覧表(原告A分)
(被告恵庭市把握後)

原告	A
出金額	¥-5,121,000

No.	年月日	支払金額	日数	残元金
33	2019/12/2	60,000	34	-2,531,000
34	2019/12/18	60,000	16	-2,591,000
35	2020/1/16	100,000	29	-2,691,000
36	2020/2/26	100,000	41	-2,791,000
37	2020/4/7	150,000	41	-2,941,000
38	2020/6/18	100,000	72	-3,041,000
39	2020/7/28	100,000	40	-3,141,000
40	2020/9/18	60,000	52	-3,201,000
41	2020/11/6	50,000	49	-3,251,000
42	2020/12/2	100,000	26	-3,351,000
43	2021/1/22	60,000	51	-3,411,000
44	2021/2/22	100,000	31	-3,511,000
45	2021/3/18	60,000	24	-3,571,000
46	2021/4/14	50,000	27	-3,621,000
47	2021/5/6	80,000	22	-3,701,000
48	2021/5/21	50,000	15	-3,751,000
49	2021/6/21	70,000	31	-3,821,000
50	2021/7/14	50,000	23	-3,871,000
51	2021/8/30	50,000	47	-3,921,000
52	2021/12/7	150,000	99	-4,071,000
53	2022/1/26	150,000	50	-4,221,000
54	2022/3/9	200,000	42	-4,421,000
55	2022/4/5	200,000	27	-4,621,000
56	2022/4/26	200,000	21	-4,821,000
57	2022/7/6	300,000	71	-5,121,000

【別紙2-1】出金額一覧表(原告B分)

原告	B
出金額	¥-18,616,000

No.	年月日	支払金額	日数	残元金
1	2003/7/22	100,000	0	-100,000
2	2003/8/11	30,000	20	-130,000
3	2003/9/12	50,000	32	-180,000
4	2003/10/10	300,000	28	-480,000
5	2003/12/22	50,000	73	-530,000
6	2004/2/2	30,000	42	-560,000
7	2004/2/19	30,000	17	-590,000
8	2004/3/11	500,000	21	-1,090,000
9	2004/4/9	30,000	29	-1,120,000
10	2004/5/7	30,000	28	-1,150,000
11	2004/6/4	40,000	28	-1,190,000
12	2004/7/7	30,000	33	-1,220,000
13	2004/8/4	30,000	28	-1,250,000
14	2004/9/7	40,000	34	-1,290,000
15	2004/10/6	50,000	29	-1,340,000
16	2004/11/5	40,000	30	-1,380,000
17	2004/12/1	40,000	26	-1,420,000
18	2004/12/24	200,000	23	-1,620,000
19	2005/1/25	50,000	32	-1,670,000
20	2005/2/23	50,000	29	-1,720,000
21	2005/4/1	40,000	37	-1,760,000
22	2005/5/2	40,000	31	-1,800,000
23	2005/5/16	500,000	14	-2,300,000
24	2005/7/1	40,000	46	-2,340,000
25	2005/8/5	40,000	35	-2,380,000
26	2005/9/5	40,000	31	-2,420,000
27	2005/10/4	40,000	29	-2,460,000
28	2005/11/1	40,000	28	-2,500,000
29	2005/12/2	30,000	31	-2,530,000
30	2005/12/20	200,000	18	-2,730,000
31	2006/1/11	40,000	22	-2,770,000
32	2006/2/7	50,000	27	-2,820,000
33	2006/3/3	40,000	24	-2,860,000

【別紙2-1】出金額一覧表(原告B分)

原告	B
出金額	¥-18,616,000

No.	年月日	支払金額	日数	残元金
34	2006/4/4	50,000	32	-2,910,000
35	2006/5/9	40,000	35	-2,950,000
36	2006/6/5	40,000	27	-2,990,000
37	2006/7/3	50,000	28	-3,040,000
38	2006/8/2	50,000	30	-3,090,000
39	2006/8/22	50,000	20	-3,140,000
40	2006/10/4	50,000	43	-3,190,000
41	2006/10/30	50,000	26	-3,240,000
42	2006/11/29	50,000	30	-3,290,000
43	2006/12/21	70,000	22	-3,360,000
44	2006/12/29	300,000	8	-3,660,000
45	2007/2/1	60,000	34	-3,720,000
46	2007/2/27	50,000	26	-3,770,000
47	2007/4/2	50,000	34	-3,820,000
48	2007/5/1	50,000	29	-3,870,000
49	2007/6/1	50,000	31	-3,920,000
50	2007/6/26	50,000	25	-3,970,000
51	2007/8/6	50,000	41	-4,020,000
52	2007/9/3	50,000	28	-4,070,000
53	2007/9/27	100,000	24	-4,170,000
54	2007/10/19	50,000	22	-4,220,000
55	2007/11/30	50,000	42	-4,270,000
56	2007/12/17	80,000	17	-4,350,000
57	2008/1/29	50,000	43	-4,400,000
58	2008/3/4	50,000	35	-4,450,000
59	2008/4/9	50,000	36	-4,500,000
60	2008/5/1	50,000	22	-4,550,000
61	2008/6/2	50,000	32	-4,600,000
62	2008/6/26	500,000	24	-5,100,000
63	2008/7/28	50,000	32	-5,150,000
64	2008/8/28	50,000	31	-5,200,000
65	2008/9/25	50,000	28	-5,250,000
66	2008/10/21	50,000	26	-5,300,000

【別紙2-1】出金額一覧表(原告B分)

原告	B
出金額	¥-18,616,000

No.	年月日	支払金額	日数	残元金
67	2008/11/26	50,000	36	-5,350,000
68	2008/12/15	80,000	19	-5,430,000
69	2008/12/30	300,000	15	-5,730,000
70	2009/1/27	40,000	28	-5,770,000
71	2009/2/26	50,000	30	-5,820,000
72	2009/3/31	70,000	33	-5,890,000
73	2009/4/22	50,000	22	-5,940,000
74	2009/5/25	50,000	33	-5,990,000
75	2009/6/16	50,000	22	-6,040,000
76	2009/7/21	50,000	35	-6,090,000
77	2009/8/27	50,000	37	-6,140,000
78	2009/9/28	50,000	32	-6,190,000
79	2009/10/28	50,000	30	-6,240,000
80	2009/11/12	500,000	15	-6,740,000
81	2009/12/25	40,000	43	-6,780,000
82	2010/1/26	40,000	32	-6,820,000
83	2010/3/2	40,000	35	-6,860,000
84	2010/3/29	40,000	27	-6,900,000
85	2010/4/21	40,000	23	-6,940,000
86	2010/6/2	40,000	42	-6,980,000
87	2010/6/29	100,000	27	-7,080,000
88	2010/7/27	50,000	28	-7,130,000
89	2010/8/24	50,000	28	-7,180,000
90	2010/8/31	200,000	7	-7,380,000
91	2010/9/28	50,000	28	-7,430,000
92	2010/10/26	200,000	28	-7,630,000
93	2010/12/24	100,000	59	-7,730,000
94	2011/2/21	50,000	59	-7,780,000
95	2011/4/1	100,000	39	-7,880,000
96	2011/4/26	100,000	25	-7,980,000
97	2011/5/26	50,000	30	-8,030,000
98	2011/6/22	70,000	27	-8,100,000
99	2011/7/19	100,000	27	-8,200,000

【別紙2-1】出金額一覧表(原告B分)

原告	B
出金額	¥-18,616,000

No.	年月日	支払金額	日数	残元金
100	2011/7/29	200,000	10	-8,400,000
101	2011/8/25	80,000	27	-8,480,000
102	2011/9/13	100,000	19	-8,580,000
103	2011/10/27	70,000	44	-8,650,000
104	2011/11/25	100,000	29	-8,750,000
105	2011/12/20	130,000	25	-8,880,000
106	2012/1/25	40,000	36	-8,920,000
107	2012/2/17	80,000	23	-9,000,000
108	2012/3/9	80,000	21	-9,080,000
109	2012/4/18	100,000	40	-9,180,000
110	2012/5/1	50,000	13	-9,230,000
111	2012/5/23	20,000	22	-9,250,000
112	2012/6/18	70,000	26	-9,320,000
113	2012/7/5	80,000	17	-9,400,000
114	2012/8/7	30,000	33	-9,430,000
115	2012/8/20	100,000	13	-9,530,000
116	2012/8/29	60,000	9	-9,590,000
117	2012/9/28	10,000	30	-9,600,000
118	2012/10/16	100,000	18	-9,700,000
119	2012/10/31	50,000	15	-9,750,000
120	2012/12/19	120,000	49	-9,870,000
121	2013/1/23	30,000	35	-9,900,000
122	2013/2/19	100,000	27	-10,000,000
123	2013/3/15	50,000	24	-10,050,000
124	2013/4/19	170,000	35	-10,220,000
125	2013/5/30	30,000	41	-10,250,000
126	2013/6/20	100,000	21	-10,350,000
127	2013/7/11	50,000	21	-10,400,000
128	2013/8/21	120,000	41	-10,520,000
129	2013/10/17	130,000	57	-10,650,000
130	2013/11/29	100,000	43	-10,750,000
131	2013/12/24	110,000	25	-10,860,000
132	2014/2/4	30,000	42	-10,890,000

【別紙2-1】出金額一覧表(原告B分)

原告	B
出金額	¥-18,616,000

No.	年月日	支払金額	日数	残元金
133	2014/2/24	100,000	20	-10,990,000
134	2014/3/18	50,000	22	-11,040,000
135	2014/4/25	120,000	38	-11,160,000
136	2014/5/19	60,000	24	-11,220,000
137	2014/6/24	100,000	36	-11,320,000
138	2014/7/29	50,000	35	-11,370,000
139	2014/8/22	130,000	24	-11,500,000
140	2014/9/24	20,000	33	-11,520,000
141	2014/10/27	150,000	33	-11,670,000
142	2014/11/14	50,000	18	-11,720,000
143	2014/12/16	150,000	32	-11,870,000
144	2015/2/18	130,000	64	-12,000,000
145	2015/3/17	30,000	27	-12,030,000
146	2015/4/20	140,000	34	-12,170,000
147	2015/5/27	30,000	37	-12,200,000
148	2015/6/22	130,000	26	-12,330,000
149	2015/7/31	30,000	39	-12,360,000
150	2015/8/18	130,000	18	-12,490,000
151	2015/9/30	20,000	43	-12,510,000
152	2015/10/23	120,000	23	-12,630,000
153	2015/12/22	160,000	60	-12,790,000
154	2015/12/28	60,000	6	-12,850,000
155	2016/2/15	130,000	49	-12,980,000
156	2016/3/25	30,000	39	-13,010,000
157	2016/4/22	130,000	28	-13,140,000
158	2016/5/23	40,000	31	-13,180,000
159	2016/6/17	130,000	25	-13,310,000
160	2016/8/22	140,000	66	-13,450,000
161	2016/10/19	120,000	58	-13,570,000
162	2016/12/19	130,000	61	-13,700,000
163	2017/1/12	100,000	24	-13,800,000
164	2017/2/22	100,000	41	-13,900,000
165	2017/3/13	70,000	19	-13,970,000

【別紙2-1】出金額一覧表(原告B分)

原告	B
出金額	¥-18,616,000

No.	年月日	支払金額	日数	残元金
166	2017/3/24	20,000	11	-13,990,000
167	2017/4/14	100,000	21	-14,090,000
168	2017/5/2	60,000	18	-14,150,000
169	2017/6/16	120,000	45	-14,270,000
170	2017/7/21	46,000	35	-14,316,000
171	2017/8/25	120,000	35	-14,436,000
172	2017/10/19	100,000	55	-14,536,000
173	2017/12/7	50,000	49	-14,586,000
174	2017/12/22	80,000	15	-14,666,000
175	2018/1/19	40,000	28	-14,706,000
176	2018/2/1	90,000	13	-14,796,000
177	2018/2/22	70,000	21	-14,866,000
178	2018/3/16	100,000	22	-14,966,000
179	2018/4/18	100,000	33	-15,066,000
180	2018/5/23	50,000	35	-15,116,000
181	2018/6/20	100,000	28	-15,216,000
182	2018/8/8	40,000	49	-15,256,000
183	2018/8/29	70,000	21	-15,326,000
184	2018/10/9	50,000	41	-15,376,000
185	2018/11/9	50,000	31	-15,426,000
186	2018/12/19	130,000	40	-15,556,000
187	2019/2/15	100,000	58	-15,656,000
188	2019/3/27	80,000	40	-15,736,000
189	2019/4/18	100,000	22	-15,836,000
190	2019/5/14	100,000	26	-15,936,000
191	2019/7/1	100,000	48	-16,036,000
192	2019/7/26	130,000	25	-16,166,000
193	2019/8/28	50,000	33	-16,216,000
194	2019/10/9	50,000	42	-16,266,000
195	2019/10/29	60,000	20	-16,326,000
196	2019/12/2	60,000	34	-16,386,000
197	2019/12/18	60,000	16	-16,446,000
198	2020/1/16	100,000	29	-16,546,000

【別紙2-1】出金額一覧表(原告B分)

原告	B
出金額	¥-18,616,000

No.	年月日	支払金額	日数	残元金
199	2020/2/26	100,000	41	-16,646,000
200	2020/4/7	150,000	41	-16,796,000
201	2020/6/18	100,000	72	-16,896,000
202	2020/7/28	100,000	40	-16,996,000
203	2020/9/18	60,000	52	-17,056,000
204	2020/11/6	50,000	49	-17,106,000
205	2020/12/2	100,000	26	-17,206,000
206	2021/1/22	60,000	51	-17,266,000
207	2021/2/22	100,000	31	-17,366,000
208	2021/3/18	60,000	24	-17,426,000
209	2021/4/14	60,000	27	-17,486,000
210	2021/5/6	80,000	22	-17,566,000
211	2021/5/21	80,000	15	-17,646,000
212	2021/6/21	70,000	31	-17,716,000
213	2021/7/14	50,000	23	-17,766,000
214	2021/8/30	50,000	47	-17,816,000
215	2021/12/7	150,000	99	-17,966,000
216	2022/1/26	150,000	50	-18,116,000
217	2022/3/9	200,000	42	-18,316,000
218	2022/4/15	200,000	37	-18,516,000
219	2022/4/26	100,000	11	-18,616,000

【別紙2-2】出金額一覧表(原告B分)
(被告恵庭市把握後)

原告	B
出金額	¥-4,716,000

No.	年月日	支払金額	日数	残元金
1	2017/3/13	70,000	0	-70,000
2	2017/3/24	20,000	11	-90,000
3	2017/4/14	100,000	21	-190,000
4	2017/5/2	60,000	18	-250,000
5	2017/6/16	120,000	45	-370,000
6	2017/7/21	46,000	35	-416,000
7	2017/8/25	120,000	35	-536,000
8	2017/10/19	100,000	55	-636,000
9	2017/12/7	50,000	49	-686,000
10	2017/12/22	80,000	15	-766,000
11	2018/1/19	40,000	28	-806,000
12	2018/2/1	90,000	13	-896,000
13	2018/2/22	70,000	21	-966,000
14	2018/3/16	100,000	22	-1,066,000
15	2018/4/18	100,000	33	-1,166,000
16	2018/5/23	50,000	35	-1,216,000
17	2018/6/20	100,000	28	-1,316,000
18	2018/8/8	40,000	49	-1,356,000
19	2018/8/29	70,000	21	-1,426,000
20	2018/10/9	50,000	41	-1,476,000
21	2018/11/9	50,000	31	-1,526,000
22	2018/12/19	130,000	40	-1,656,000
23	2019/2/15	100,000	58	-1,756,000
24	2019/3/27	80,000	40	-1,836,000
25	2019/4/18	100,000	22	-1,936,000
26	2019/5/14	100,000	26	-2,036,000
27	2019/7/1	100,000	48	-2,136,000
28	2019/7/26	130,000	25	-2,266,000
29	2019/8/28	50,000	33	-2,316,000
30	2019/10/9	50,000	42	-2,366,000
31	2019/10/29	60,000	20	-2,426,000
32	2019/12/2	60,000	34	-2,486,000

【別紙2-2】出金額一覧表(原告B分)
(被告恵庭市把握後)

原告	B
出金額	¥-4,716,000

No.	年月日	支払金額	日数	残元金
33	2019/12/18	60,000	16	-2,546,000
34	2020/1/16	100,000	29	-2,646,000
35	2020/2/26	100,000	41	-2,746,000
36	2020/4/7	150,000	41	-2,896,000
37	2020/6/18	100,000	72	-2,996,000
38	2020/7/28	100,000	40	-3,096,000
39	2020/9/18	60,000	52	-3,156,000
40	2020/11/6	50,000	49	-3,206,000
41	2020/12/2	100,000	26	-3,306,000
42	2021/1/22	60,000	51	-3,366,000
43	2021/2/22	100,000	31	-3,466,000
44	2021/3/18	60,000	24	-3,526,000
45	2021/4/14	60,000	27	-3,586,000
46	2021/5/6	80,000	22	-3,666,000
47	2021/5/21	80,000	15	-3,746,000
48	2021/6/21	70,000	31	-3,816,000
49	2021/7/14	50,000	23	-3,866,000
50	2021/8/30	50,000	47	-3,916,000
51	2021/12/7	150,000	99	-4,066,000
52	2022/1/26	150,000	50	-4,216,000
53	2022/3/9	200,000	42	-4,416,000
54	2022/4/15	200,000	37	-4,616,000
55	2022/4/26	100,000	11	-4,716,000

【別紙3-1】出金額一覧表(原告C分)

原告	C
元金	¥-10,312,000

No.	年月日	支払金額	日数	残元金
1	2012/7/13	164,000	0	-164,000
2	2012/8/29	164,000	47	-328,000
3	2012/10/16	163,000	48	-491,000
4	2012/12/28	164,000	73	-655,000
5	2013/2/15	164,000	49	-819,000
6	2013/4/19	164,000	63	-983,000
7	2013/6/27	164,000	69	-1,147,000
8	2013/8/30	164,000	64	-1,311,000
9	2013/10/29	163,000	60	-1,474,000
10	2013/12/18	163,000	50	-1,637,000
11	2014/2/28	162,000	72	-1,799,000
12	2014/4/28	162,000	59	-1,961,000
13	2014/6/19	161,000	52	-2,122,000
14	2014/8/29	161,000	71	-2,283,000
15	2014/10/24	161,000	56	-2,444,000
16	2014/12/15	161,000	52	-2,605,000
17	2015/2/27	162,000	74	-2,767,000
18	2015/4/15	161,000	47	-2,928,000
19	2015/6/15	162,000	61	-3,090,000
20	2015/8/14	163,000	60	-3,253,000
21	2015/10/20	162,000	67	-3,415,000
22	2015/12/15	163,000	56	-3,578,000
23	2016/2/16	162,000	63	-3,740,000
24	2016/4/15	163,000	59	-3,903,000
25	2016/6/15	162,000	61	-4,065,000
26	2016/9/14	163,000	91	-4,228,000
27	2016/10/14	162,000	30	-4,390,000
28	2016/12/30	163,000	77	-4,553,000
29	2017/2/22	162,000	54	-4,715,000
30	2017/4/25	163,000	62	-4,878,000
31	2017/6/28	162,000	64	-5,040,000
32	2017/8/25	163,000	58	-5,203,000
33	2017/10/20	162,000	56	-5,365,000

【別紙3-1】出金額一覧表(原告C分)

原告	C
元金	¥-10,312,000

No.	年月日	支払金額	日数	残元金
34	2017/12/15	162,000	56	-5,527,000
35	2018/2/21	163,000	68	-5,690,000
36	2018/4/20	162,000	58	-5,852,000
37	2018/6/15	162,000	56	-6,014,000
38	2018/6/29	170,000	14	-6,184,000
39	2018/8/16	163,000	48	-6,347,000
40	2018/10/24	162,000	69	-6,509,000
41	2018/12/17	162,000	54	-6,671,000
42	2019/2/26	163,000	71	-6,834,000
43	2019/4/15	162,000	48	-6,996,000
44	2019/6/27	163,000	73	-7,159,000
45	2019/8/27	162,000	61	-7,321,000
46	2019/10/24	163,000	58	-7,484,000
47	2019/12/16	175,000	53	-7,659,000
48	2020/2/17	183,000	63	-7,842,000
49	2020/4/22	175,000	65	-8,017,000
50	2020/6/16	175,000	55	-8,192,000
51	2020/8/18	176,000	63	-8,368,000
52	2020/10/21	175,000	64	-8,543,000
53	2020/12/15	192,000	55	-8,735,000
54	2021/2/17	176,000	64	-8,911,000
55	2021/4/16	175,000	58	-9,086,000
56	2021/6/17	176,000	62	-9,262,000
57	2021/8/17	175,000	61	-9,437,000
58	2021/10/19	175,000	63	-9,612,000
59	2021/12/22	175,000	64	-9,787,000
60	2022/2/25	176,000	65	-9,963,000
61	2022/4/15	175,000	49	-10,138,000
62	2022/6/15	174,000	61	-10,312,000

【別紙3-2】出金額一覧表(原告C分)
(被告恵庭市把握後)

原告	C
元金	¥-5,597,000

No.	年月日	支払金額	日数	残元金
1	2017/4/25	163,000	0	-163,000
2	2017/6/28	162,000	64	-325,000
3	2017/8/25	163,000	58	-488,000
4	2017/10/20	162,000	56	-650,000
5	2017/12/15	162,000	56	-812,000
6	2018/2/21	163,000	68	-975,000
7	2018/4/20	162,000	58	-1,137,000
8	2018/6/15	162,000	56	-1,299,000
9	2018/6/29	170,000	14	-1,469,000
10	2018/8/16	163,000	48	-1,632,000
11	2018/10/24	162,000	69	-1,794,000
12	2018/12/17	162,000	54	-1,956,000
13	2019/2/26	163,000	71	-2,119,000
14	2019/4/15	162,000	48	-2,281,000
15	2019/6/27	163,000	73	-2,444,000
16	2019/8/27	162,000	61	-2,606,000
17	2019/10/24	163,000	58	-2,769,000
18	2019/12/16	175,000	53	-2,944,000
19	2020/2/17	183,000	63	-3,127,000
20	2020/4/22	175,000	65	-3,302,000
21	2020/6/16	175,000	55	-3,477,000
22	2020/8/18	176,000	63	-3,653,000
23	2020/10/21	175,000	64	-3,828,000
24	2020/12/15	192,000	55	-4,020,000
25	2021/2/17	176,000	64	-4,196,000
26	2021/4/16	175,000	58	-4,371,000
27	2021/6/17	176,000	62	-4,547,000
28	2021/8/17	175,000	61	-4,722,000
29	2021/10/19	175,000	63	-4,897,000
30	2021/12/22	175,000	64	-5,072,000
31	2022/2/25	176,000	65	-5,248,000
32	2022/4/15	175,000	49	-5,423,000

【別紙3-2】出金額一覧表(原告C分)
(被告恵庭市把握後)

原告	C
元金	¥-5,597,000

No.	年月日	支払金額	日数	残元金
33	2022/6/15	174,000	61	-5,597,000

【別紙4】未払賃金一覧表

支払日	対象期間	月平均 所定 労働時間数	最低賃金	月額	原告 A	原告 B	原告 C
2020年5月15日	2020.4.1~4.30	174.28	861	150,000	150,000	150,000	150,000
2020年6月15日	2020.5.1~5.31	174.28	861	150,000	150,000	150,000	150,000
2020年7月15日	2020.6.1~6.30	174.28	861	150,000	150,000	150,000	150,000
2020年8月15日	2020.7.1~7.31	174.28	861	150,000	150,000	150,000	150,000
2020年9月15日	2020.8.1~8.31	174.28	861	150,000	150,000	150,000	150,000
#####	2020.9.1~9.30	174.28	861	150,000	150,000	150,000	150,000
#####	2020.10.1~10.30	174.28	861	150,000	150,000	150,000	150,000
#####	2020.11.1~11.30	174.28	861	150,000	150,000	150,000	150,000
2021年1月15日	2020.12.1~12.31	173.80	861	149,600	149,600	149,600	149,600
2021年2月15日	2021.1.1~1.31	173.80	861	149,600	149,600	149,600	149,600
2021年3月15日	2021.2.1~2.28	173.80	861	149,600	149,600	149,600	149,600
2021年4月15日	2021.3.1~3.31	173.80	861	149,600	149,600	149,600	149,600
2021年5月15日	2021.4.1~4.30	173.80	861	149,600	149,600	149,600	149,600
2021年6月15日	2021.5.1~5.31	173.80	861	149,600	149,600	149,600	149,600
2021年7月15日	2021.6.1~6.30	173.80	861	149,600	149,600	149,600	149,600
2021年8月15日	2021.7.1~7.31	173.80	861	149,600	149,600	149,600	149,600
2021年9月15日	2021.8.1~8.31	173.80	861	149,600	149,600	149,600	149,600
#####	2021.9.1~9.30	173.80	861	149,600	149,600	149,600	149,600
#####	2021.10.1~10.30	173.80	889	154,500	154,500	154,500	154,500
#####	2021.11.1~11.30	173.80	889	154,500	154,500	154,500	154,500
2022年1月15日	2021.12.1~12.31	173.80	889	154,500	154,500	154,500	154,500
2022年2月15日	2022.1.1~1.31	173.80	889	154,500	154,500	154,500	154,500
2022年3月15日	2022.2.1~2.28	173.80	889	154,500	154,500	154,500	154,500
2022年4月15日	2022.3.1~3.31	173.80	889	154,500	154,500	154,500	154,500
2022年5月15日	2022.4.1~4.30	173.80	889	154,500	154,500	154,500	154,500
2022年6月15日	2022.5.1~5.31	173.80	889	154,500	154,500	154,500	154,500
2022年7月15日	2022.6.1~6.30	173.80	889	154,500	154,500	—	154,500
2022年8月15日	2022.7.1~7.31	173.80	889	154,500	154,500	—	154,500
2022年9月15日	2022.8.1~8.31	173.80	889	154,500	—	—	154,500
請求総額					4,241,000	3,932,000	4,395,500